

2024年度 おおさかグローバル塾 委託事業内容 別紙

委託事業の内容【仕様書番号7】

事業の実施にあたっては新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等への対策を講じた上で行うこと。また、新型コロナウイルスや世界の社会経済情勢の変化等による影響を考慮した上で、事業目的を達成できる効果的なプログラムとなるよう工夫すること。

- 1 受講生選考
- 2 個人負担金の徴収
- 3 プログラムの実施
- 4 効果検証・評価
- 5 受講生募集に向けた広報活動

1 受講生選考【仕様書番号7（1）、9（2）】

選考スケジュール等（予定）

日程(令和6年)	選考過程	実施主体
2月15日(木)	受講生募集開始	大阪府
3月25日(月)～4月22日(月)	出願書類の受付	
4月5日(金)～4月22日(月)	募集説明会動画公開(予定)	大阪府
4月22日(月)～4月24日(水)	1次選考	大阪府
4月25日(木)	1次選考結果通知	
	出願書類の引継ぎ	大阪府→受託者
4月28日(日)	2次選考	受託者
5月2日(木)	2次選考結果通知	

- ・受講生募集（参考1「2024年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照）から1次選考結果通知までは大阪府が実施する。
- ・1次選考は、大阪府が出願書類により出願資格を満たしているかの要件を審査する。

（1）出願書類の引継ぎ

大阪府は、出願者へ1次選考結果を通知後に、出願者の同意を得た上で、受託者へ出願書類の引継ぎを行う。受託者は、引継ぎを受けた出願書類を確認すること。

（2）2次選考の実施

受託者は、以下の要件を踏まえて2次選考を実施し、合格者（定員50名）を選出すること。

【2次選考の要件】

- ・2次選考会場を確保すること。

- ・ 筆記試験等（英語）、面接（日本語及び英語）、グループワークを実施すること。
- ・ 公平性を確保するとともに、（参考1）「2024年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照し、出願書類で確認する内容（志望理由、海外進学計画や将来像、大阪への貢献など）や、求める人物像を踏まえて選考を行うこと。
- ・ 選考要領及び具体的な審査基準を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得ること。
※客観性を担保するため、大阪府も選考に参画する。
- ・ 2次選考日までに年間の講義スケジュール案を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得た上で、1次選考合格者へ送付しておくこと。

（3）結果通知

受託者は、別途指示する様式で大阪府に選考結果について情報提供を行い、大阪府の承認を得た上で出願者に結果を通知すること。また、受託者の定める期日（結果通知日から3日以内（土日祝除く）を目安とする）までに合格者から受講承諾を得ること。

（4）結果開示

受託者は、出願者本人から、選考結果の開示要求がされた場合、対応すること。なお、開示する内容等は別途定める。

2 個人負担金の徴収【仕様書番号7（2）】

受託者は、委託金額に加え、受講生全員から個人負担金（受講生1名につき220,000円）を徴収し、短期留学費に充てること。ただし、当該個人負担金には、本事業の講座受講等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要なパスポート・ビザ取得費用、渡航に必要な検査料、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代等の費用等は含まないため、別途受講生の自己負担とすること。

個人負担金は、おおさかグローバル塾の受講を決定した後1か月以内に徴収することとし、原則納付後の返還には応じないものとする。

3 プログラムの実施【仕様書番号7（3）、9（3）～（4）】

実施スケジュール等（予定） ※海外進学相談は随時実施

日程（令和6年）	実施内容等
5月12日（日）	入塾式、オリエンテーション
5月	IELTS Progress Check 実施
5月～7月	海外進学準備講座（前期講座）
7月21日（日）	前期成果発表会
8月3日（土）から8月11日（日）（予定）	英国リーズ大学にて短期留学（大阪発着日を含め9日間）
8月後半	短期留学報告会

8月後半～9月前半	IELTS Progress Check 実施
9月～翌年2月	海外大学受験講座（後期講座）
12月後半～翌年2月前半	IELTS 団体受検実施
翌年2月23日（日）	成果発表会及び修了証書授与式

（1）クラス、講座の運営・管理

① クラス編成について

- ・ クラス編成については、原則 1 クラス 12、13 名程度、4 クラス（午前・午後それぞれ 2 クラス）とする。
- ・ 受講生の英語力や希望時間等に配慮し、効果的なクラス編成を行うこと。

② 講座の実施について

（ア）講座会場

- ・ 講座会場は、受講生が通いやすく利便性、安全性が高い会場を確保すること。

（イ）講座時間

- ・ 講座時間は、原則として年間 60 時間以上とする。なお、海外進学準備講座、海外大学受験講座それぞれ以下記載時間を目安とする。

海外進学準備講座：27 時間以上

海外大学受験講座：33 時間以上

原則 1 日 3 時間（休憩時間を含まない）

〔講座時間の例〕

午前 9:15～12:30（途中休憩 15 分）2 クラス

午後 1:30～4:45（途中休憩 15 分）2 クラス

（午前・午後クラスで交流を図ることができるよう工夫すること）

- ・ ネイティブ講師による講座時間の割合については、全体の講座時間数の 2 / 3 以上確保すること。
- ・ オンラインでの授業については、年間講座時間のうち 10 時間以内とし、効果的な講義を提案すること。

（ウ）留意事項

- ・ 受託者の管理下にある間、自宅とおおさかグローバル塾との往復途上にある間、受講生に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故にも備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。
- ・ 携帯通信端末機のアプリケーション等を活用し、受講生、受託者、大阪府の間で、情報共有や緊急時の連絡が取れるような体制をとること。

③ 受講生の管理

(ア) 健康状態申告書の提出

以下の時点において、受講生全員から健康状態申告書（別途様式）の提出を受け、健康状態に問題がないか確認し、確認内容を大阪府に報告すること。

- ・ 海外進学準備講座の2回目の講座日まで
- ・ 短期留学出発前

(イ) 講座等の出欠管理

以下の【受講生の欠席等の取扱い】に留意するとともに、受講生の講座の出席管理を徹底し、定期的に出欠状況等を大阪府に報告の上、必要に応じて府と協議し対策をとること。なお、新型コロナウイルス感染症等の影響による受講生の欠席等に備え、必要に応じて在学する高校等に状況の把握や連絡が取れるような体制を整えること。

【受講生の欠席等の取扱い】

- ・ 海外進学準備講座を3日以上欠席した場合、原則短期留学に参加させない。（※）
- ・ 短期留学への不参加または IELTS Progress Check 及び IELTS の未受検、全体のプログラムを通じ4日以上欠席となった場合、原則修了証書を授与しない。（※）

(※) 重要な学校行事（学校又は学年における全ての生徒が一堂に会する行事で、他の日程での代替参加ができないもの（入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの））や忌引等で書面による申出があり大阪府が認めた場合で、台風や交通機関のストライキ等による講座休講の場合を除く。なお、大阪府の認めた補講を受けた場合、欠席日には含まない。

(ウ) 受講生に問題等が発生した場合の対応

受講生に、プログラムへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する高校等の長期欠席等）、問題（在学する高校等における出席停止や懲戒処分等）等が発生した場合、大阪府に速やかに報告し、対応を協議すること。

なお、当該の事象、問題等が発生した場合は、次のような措置をとる場合がある。

- ・ 在学する高校等において、出席停止などの懲戒処分を受けた受講生については、大阪府がその内容、事実を学校長に確認の上、プログラムに参加させないこととする。
- ・ 講座において、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、受講生個人の SNS 等に本事業に関する不適切な発言や事業全体の品位を損ねるような内容を掲載する、その他講座の進行を妨げる行為などに対し、再三の注意をしても改善が見込めず、その後の継続が困難と認められる受講生については、受託者の相談に基づく大阪府の判断でプログラムに参加させないこととする。

(2) 講座の内容等について

① 海外進学準備講座 5～7月（前期講座）

（原則毎週日曜日、1日3時間。合計27時間以上を目安とする。）

※ただし日曜日の開催が難しい場合は、受講生が通塾しやすいようなスケジュールを提案すること。

- ・ 入塾式後に、日本語で入塾オリエンテーションを行うこと。
- ・ 講座は原則として英語で行い、受講生間の会話・対話も英語を基本とすること。（講座内容により日本語による説明が必要な場合は、その限りではない。）
- ・ 最新のIELTS試験情報を入手した上で、IELTSのスコアアップトレーニングを行い、海外進学に必要な英語スキル、スコアの取得をめざすこと。
- ・ 英語で大阪をはじめ日本や世界の歴史・文化・時事問題やSDGs等を学ぶとともに、それらをテーマにディスカッション、プレゼンテーションを行うなど、世界の人々としっかりとコミュニケーションできる力を育てる内容とすること。
- ・ 海外の大学での学習法、講義への臨み方、海外での礼儀やマナーといった現地ルールやトラブルへの対処法を学ぶなど、自信を持って海外生活を送る力を育てる内容とすること。
- ・ 前期成果発表会及び短期留学先において発表する、大阪の魅力発信や大阪・関西万博2025等に関連するプレゼンテーション等を作成すること（英語で発表）。なおテーマについては、事前に大阪府と調整すること。

② 海外大学受験講座 9月～翌年2月（後期講座）

（原則日曜日、1日3時間。合計33時間以上を目安とする。）

※ただし日曜日の開催が難しい場合は、受講生が通塾しやすいようなスケジュールを提案すること。

- ・ 講座は原則として英語で行い、受講生間の会話・対話も英語を基本とすること。（講座内容により日本語による説明が必要な場合は、その限りではない。）
- ・ 海外進学に備え、英語でのディスカッションやディベート、プレゼンテーション力を強化し、高度なコミュニケーション力が身に付く内容とすること。
- ・ IELTS受検に向け、最新のIELTS試験情報を入手した上で、効果的なスコアアップトレーニングを行い、海外進学に必要なスコアの取得をめざすこと。また、IELTS受検までにIELTSのOverallスコア5.5以上の達成が困難と想定される受講生に対する具体的な補足的サポートのスケジュールとその内容を提案すること。（ただし形式は対面、オンラインを問わない。）
- ・ 成果発表会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や、大阪への貢献について、プレゼンテーション等を作成すること（英語で発表）。

③ 英語力の測定等【仕様書番号10】

英語力の測定は、後期講座で受検するIELTS（※1）により行い、その中間測定として、IELTS Progress Check（※2）を行う。

(ア) IELTS Progress Check の受検

受託者にて IELTS Progress Check を購入の上、次の時点に会場を用意して受講生全員に団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、成績及び分析結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。（受検時に必要となるマイク付きヘッドフォンは、大阪府から受講生に貸与する。）

- ・ 原則、海外進学準備講座の 2 回目の講座日まで
- ・ 原則、短期留学後から海外大学受験講座の開始前

(イ) IELTS の受検

12 月後半～翌年 2 月前半を目途に IELTS を受講生全員に団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、成績及び分析結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。

(※ 1) IELTS・・・世界で 140 カ国以上の教育機関、国際機関、政府機関で採用されている世界的に認められた英語検定試験

英語の 4 技能（スピーキング、ライティング、リーディング及びリスニング）を測る試験であり、日本では公益財団法人日本英語検定協会が運営

(※ 2) IELTS Progress Check・・・IELTS の公式オンライン模擬テスト

(ウ) IELTS 結果に基づく減額措置

プログラムで実施する全ての IELTS Progress Check、及び IELTS の Overall スコア結果の平均点が、出願資格の 1 つである IELTS の Overall スコア 4.0 未満となった受講生が発生した場合、受講生 1 名あたりの該当経費（教材費、IELTS Progress Check 購入費、IELTS 受検料、短期留学に係る渡航費の実費）の 5 %を委託費より減額する。なお、Overall スコアの平均点の算出においては、少数第 2 位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等については、別途協議を行う。

※ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。

④ 海外進学に向けての進路指導等

(ア) 海外進学に向けての進路指導等

海外進学に関する最新情報を収集し、受講生の進路希望や状況の把握に努め、プログラムの適切な時期に次のような対策を講じること。また、受講生の進路指導等にあたっては、受講生の海外進学に対する目的意識を高めるとともに、海外進学後の将来のキャリア形成の観点も踏まえ行うこと。

- ・ 海外進学の基本情報（出願手続き、最終学歴の成績評価（GPA 換算）の重要性等）や、出願校の選び方について、説明・指導を行う場を設けること。なお、出願校については、特定の国や大学等への誘導はせず、受講生個々の希望やスキルに合わせた適切なアドバイスを行うこと。
- ・ 出願のためのエッセイの作成指導をきめ細かく実施するとともに、必要に応じ、SAT（大学進学適性試験）などのアドバイスを実施すること。

- ・ 海外進学に係る奨学金の案内や、受講生の応募状況を確認し、奨学金獲得のための指導・助言を行うこと。
- ・ 出願のために必要な手続き（入学願書、推薦書、身上書、志望動機説明書の作成等）や、進学のための手続き（ビザ取得、入学手続き、渡航準備等）について、指導・助言を行うこと。
- ・ 海外の大学等への進学経験者との交流イベント等を実施し、受講生の海外進学に対する目的意識の向上や、モチベーション維持を図ること。

(イ) 海外進学相談

- ・ 受講生の海外進学に関する悩みや相談に、個別に柔軟に対応すること。（ただし対面、オンライン等の非対面は問わない。）
- ・ 受講生が在学する高校等を訪問するなどにより、受講生の進路指導の状況を把握すること。
- ・ なお、個別面談の結果を大阪府に随時報告すること。

(ウ) 令和5年度修了生への対応

- ・ 令和5年度修了生の多くが高校2年生であったことから、令和5年度の修了生からの海外進学相談に応じるとともに、上記（ア）（イ）の内容について、可能な限り受講生と同様のサポートを行うこと。
- ・ サポートについては、配置する人員やスキル、実施会場、進路指導に必要な情報収集体制、具体的な内容、年間のスケジュール等を提案すること。
- ・ なお、令和5年度修了生の情報については、大阪府から提示する。

(3) 英国リーズ大学への短期留学 令和6年度は8月3日（土）から8月11日（日）まで（予定）

① 短期留学の基本事項について

- ・ 大阪府は、英国リーズ大学との間で本事業の短期留学プログラムの提供に関する連携協定を締結しており、令和6年度のおおさかグローバル塾の短期留学について、以下のとおり予定している。ただし、新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等による影響により、短期留学の実施及び渡航について変更する場合がある。

日 程：令和6年8月3日（土）～8月11日（日）のうち連続する9日間（予定）

（リーズ大学滞在は、8月4日（日）～8月10日（土））

留学先：リーズ大学

滞在先：リーズ大学学生寮（食事付き）

参加者：受講生50名、引率者5名（大阪府職員2名、受託者3名を予定）

- ・ 受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及びリーズ大学と短期留学プログラムの具体的な内容を調整の上、決定すること。

- ・本プログラムに必要な費用については、受託者がリーズ大学に支払うこと。
- ※ リーズ大学での短期留学中の活動内容、受入体制及び概算費用などの概要については、リーズ大学作成の『Osaka Global Summer School August 2024-PROPOSED Programme Of Activities』（以下、「OGSS 提案書」とする。）を参考にすること。
「OGSS 提案書」については、大阪府から以下のとおり配付する。

配付期間：令和6年2月15日（木）～3月14日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

交付方法：下記送付先のメールアドレスあてに送信されたメールアドレスに対し、パスワードを付して送付（返信）する。

※配付を希望する場合は、以下の国際課担当まで電子メールにて連絡すること。

- ・送付先：osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp
- ・件名は「【事業者名】OGSS 提案書の配付希望」とすること。
（例：【〇〇株式会社】OGSS 提案書の配付希望）

※郵送による配付は行わない。

※配付時に質問は一切受け付けない。

※電子メール送信後、3営業日以内に国際課担当から返信がない場合は電話連絡すること。

② 渡航・滞在について

- ・受託者は短期留学出発前までに、移動導線や緊急時の現地連絡先等の確認、リーズ大学でのプログラム等の詳細を現地担当者と決定するための下見を行うこと。
- ・短期留学に参加する者（受講生、大阪府担当者を含む引率者）に係る必要な渡航・交通手段等については、受託者において全て確保すること。また、受託者において費用を負担すること。ただし、大阪府担当者に係る費用については、短期留学終了後、受託者から請求があり次第、別途大阪府が負担する。
- ・渡航に必要となる検査や手続き等について把握して受講生に情報提供するとともに、短期留学に参加する受講生全員に、必要に応じて検査や手続き等を義務付けること。
- ・海外旅行保険は、現地への救護費用を対象に含めたものとし、短期留学に参加する受講生全員に加入を義務付けること。
- ・受講生及び保護者に対し、短期留学説明会を短期留学の2か月前及び1週間前（前期成果発表会）を目途に2回以上実施すること。説明会では、具体的なスケジュール、プログラムの内容等が記載された「短期留学のしおり」を作成し、受講生全員に配付すること。「短期留学のしおり」の作成にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。
- ・短期留学の受託者における日本からの引率者は3名以上とすること。
※引率者を4名以上とする場合は、リーズ大学との協議が必要となる可能性がある。

- ・滞在中の現地での活動においては、十分に受講生の安全を確保できる体制をとること。

③ プログラムについて

- ・実際の講義又は実際の講義に近い特別講義を中心としたプログラムを実施すること。講義時間は合計 20 時間以上とし、人文、社会、自然科学等、幅広い分野の講義とすること。
- ・短期留学中は、受講生に対し、当日のプログラムの振り返りをさせるとともに、翌日のスケジュールやプログラム内容の説明を行うこと。
- ・現地到着当初に、受講生の自己紹介を兼ね、大阪の魅力発信や大阪・関西万博 2025 等に関連する、プレゼンテーション等を発表する機会を設けること。
- ・現地学生との交流イベントの開催など、受講生が直接現地の人とコミュニケーションを図る機会を設けることが望ましい。
- ・短期留学の終盤に、一連の成果をプレゼンテーションにまとめ、大学関係者を相手に発表する機会を設けること。なお、現地でのプレゼンテーション作成等が滞りなく行えるよう、使用するパソコン等は事前に準備しておくこと。
- ・短期留学中は、受講生が自発的かつ積極的に行動し、できるだけ英語のみで生活をするような工夫をすること。

④ 短期留学の代替プログラム

新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等の影響により、英国リーズ大学への短期留学が実施できない場合、以下の要件等、内容を踏まえ短期留学の代替プログラムを実施すること。

なお、短期留学が実施される場合は、代替プログラムは実施しないこととする。

(ア) 代替プログラムの要件等

- ・代替プログラムの実施時期は、後期プログラムの開始前を前提とし、短期留学の実施を予定している期間（令和 6 年 8 月 3 日（土）～8 月 11 日（日）のうち連続する 9 日間）での実施が望ましい。
- ・代替プログラムの実施方法は、対面、オンライン等の非対面かは問わない。
- ・代替プログラムの実施場所は、国内外問わないが、実現可能なプログラムを提案すること。
- ・代替プログラムの実施にかかる費用は、短期留学の実施で積算した費用を超えない範囲とし、差額については、契約完了後に精算して委託費を減額する。
- ・英国リーズ大学と代替プログラムを実施する場合は、その実施を優先することとし、受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及びリーズ大学と代替プログラムの具体的な内容を調整の上、決定すること。

(イ) 代替プログラムの内容

- ・英国リーズ大学への短期留学の代替となるプログラムとして相応しい内容となるよう、次の 3 つの観点を盛り込んだ内容とすること。
- ▷海外の大学等の講義を受講し、学習法を学ぶことができること。

- ▷海外の大学の学生等とコミュニケーションし、交流できる機会を設けること。
- ▷代替プログラムの一連の成果として、プレゼンテーション発表などを行うこと。

⑤ その他

- ・ 短期留学に参加できなかった受講生には、修了証書を授与しない。短期留学の代替プログラムについても、参加できなかった受講生には、原則修了証書を授与しないものとする。なお、後期プログラムからの参加する受講生はこの限りではない。
- ・ 短期留学、短期留学の代替プログラムの期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託者の判断により欠席扱いとすることができる。
- ・ 短期留学及び代替プログラムの実施のため、旅行業法上の基本的旅行業務（※参考2「旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）」参照）（運送又は宿泊についての業務）を取り扱う場合、受託者は、第1種旅行業登録業者であることとし、又は、登録を行っていない場合は、短期留学及び代替プログラムにおける基本的旅行業務を第1種旅行業登録業者に再委託すること（ただし、再委託については事業委託仕様書「13 再委託について」の内容に留意すること。）。なお、短期留学における現地大学寮等での滞在は、基本的旅行業務における宿泊のサービスに当たらないため、上記再委託の手続きを省略することができる。

(4) 大阪府の取組みへの支援及び協力

大阪府の主催により、受講生募集説明会、入塾式、前期成果発表会、短期留学報告会、成果発表会及び修了証書授与式を実施する。また、府政に関する講座や海外進学後の活躍に向けた取組み、事業の広報イベント等を別途実施することがある。

受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力するとともに、参加必須でない行事であっても受講生が進んで参加するように工夫し、参加を促進すること。また、行事等により、受託者がオリエンテーションや受講生の成果発表等を実施すること。なお、実施にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

① 入塾式（入塾オリエンテーション）

- ・ 受講生に対し、プログラム全体の流れや心構えなどを説明するオリエンテーションを実施すること。
なお、選考等で確認した「海外進学の目的」、「将来のキャリア」、「大阪への貢献」に受講生に再認識させること。
- ・ 入塾オリエンテーションは、海外進学準備講座（前期講座）の1日目に含めないこと。

② 前期成果発表会

- ・ 海外進学準備講座において作成した成果として、大阪の魅力発信や大阪・関西万博2025等に関連したプレゼンテーション等を発表させること（英語で発表）。
- ・ 短期留学について出発前説明会を行うこと。

③ 短期留学報告会

- ・ 短期留学報告会において、短期留学の成果として、現地で学んだ内容を活かし、大阪の魅力発信や大阪・関西万博 2025 等に関連したプレゼンテーション等で発表させること（原則、英語で発表）。

④ 成果発表会及び修了証書授与式

- ・ 成果発表会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や今後の大阪への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等で発表させること（原則、英語で発表）。
- ・ 修了証書は、受託者からの依頼に基づき、大阪府が作成・授与する。

⑤ 海外進学後の活躍に向けた取組み

- ・ 講座や進路指導等、大阪府主催行事の機会において、受講生が海外進学後の将来のキャリア形成を意識し、具体的に考えることができるような取組みを行うこと。
- ・ 海外進学後の就職活動についてなど、過去の受講生を含めキャリア形成に有益な情報の提供を行うこと。
- ・ その他、大阪府が実施する海外進学後の活躍に向けた取組みに積極的に協力すること。

(5) オンライン環境等の整備

- ・ 必要に応じ、講座会場のオンライン環境を整備すること。
- ・ 受講生が利用しやすく、汎用性の高いウェブ会議サービスのアカウントを用意し、契約期間中に事業で使用することができるようにしておくこと。
- ・ 大阪府の行事等でウェブ会議サービスを使用する場合、100 名以上の参加に対応できるようにすること。

4 効果検証・評価【仕様書番号 7（4）、9（5）】

(1) アンケート調査の実施

次の時点において、受講生を対象に、本事業の良かった点、改善すべき点等を問うアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容は事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

- ・ 海外進学準備講座の 3 回目の講座日まで
- ・ 海外進学準備講座の終了時
- ・ 短期留学終了後、8 月中
- ・ 海外大学受験講座の終了時

(2) 事業効果の検証・評価

① 本事業の成果指標

- (1) プログラム修了後、海外進学を実現させる者の数： 修了生のうち海外進学者が半数以上
- (2) 海外進学に必要な英語力の習得：受講生全員が海外進学に必要なレベルを獲得

(3) 更なる進学先選択肢拡大のための英語力強化：

受講生が受検する英語検定試験『IELTS』において Overall スコア 5.5 以上を達成したものの割合が 90%以上を達成。

(残り 10%についても海外進学に必要なレベルまでの向上にかかる補足的サポートを実施)

② 効果の検証・評価

- ・ アンケート調査の結果や、プログラムで実施する IELTS Progress Check 及び IELTS の結果等を活用してきめ細やかな個別指導を行うとともに、適切な時期に、事業効果の検証・評価、分析を行い、事業の改善を行うこと。
- ・ また、分析結果等については、随時大阪府に報告すること。

5 受講生募集に向けた広報活動【仕様書番号 7 (5)、9 (6)】

(1) 令和 6 年度受講生募集に向けた広報（令和 6 年度契約締結から令和 6 年度受講生募集期間）

- ・ 令和 6 年度受講生募集については、大阪府と連携し、募集に向けた広報を行うこと。特に、学校への周知は効果的な手法により十分に行うこと。
- ・ 動画やパンフレット等を作成し、本事業専用の SNS 等も活用して活動紹介するなどの事業広報を行うこと。

(2) 年間を通じた事業概要周知の広報

- ・ 令和 7 年度の受講生対象者（保護者及び府内高校教員含む）に対し、本事業を十分に周知できるよう年間計画を立て、大阪府の承認を得た上で実施すること。ただし、本事業は停止条件付の予算事業であることから令和 7 年度の事業内容の詳細については触れず、当該年度事業の活動内容において事業の広報を行うこと。
- ・ 短期留学報告会、修了式及び成果発表会の場に令和 7 年度の受講生対象者（保護者及び府内高校教員含む）を招待し、活動内容の広報を行うこと。
- ・ 動画やパンフレット等を作成し、本事業専用の SNS 等も活用して活動紹介するなどの事業広報を行うこと。

(3) 令和 7 年度受講生募集に向けた広報

- ・ 令和 7 年度受講生募集におけるチラシ及びポスターは、府内高等学校等約 350 箇所に配布するため、以下①②の部数を作成すること。広報物の作成にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。また、その他、大阪府が実施する広報活動等にも積極的に協力すること。

① チラシ（A4 判・両面カラー） 2,000 部（コート紙 90kg またはそれ以上の材質）

② ポスター（A3 判・片面カラー） 400 部（コート紙 90kg またはそれ以上の材質）

- ・ 受託者は①及び②の作成完了後、成果物として①及び②一式を紙形式と PDF ファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

【別紙】

- ・動画やパンフレット等を作成し、本事業専用の SNS 等も活用して活動紹介するなどの事業広報を行うこと。
- ・令和7年度受講生募集にかかる広報の開始時期は、令和7年2月定例府議会の招集告示の日以後とする（毎年概ね翌年2月中～下旬頃）。なお、実際の広報開始に際し、詳細の広報開始年月日については事前に大阪府あて確認し、広報開始の承認を得ること。

2024年度 おおさかグローバル塾受講生募集要項概要

1 受講生募集方針（アドミッションポリシー）

<求める人物像>

目的意識・関心

- ・ 高校等卒業後の進路として、海外の大学での学位取得をめざしている者
- ・ 世界に目を向け、様々な分野において活躍しようとする高い志を有する者

資質

- ・ 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な者
- ・ 最後までやり遂げようと努力することができる者
- ・ 周りとのコミュニケーションをとりながら協力して行動できる者
- ・ 将来グローバル人材として大阪に貢献しようとする意志を有する者

英語力

- ・ 「2 対象者」に記載の英語力を有するとともに、海外進学に対応するため、日々英語力の強化に取り組むことができる者

2 対象者（次のすべてを満たす者）

- ・ 大阪府内に住所を有する者で、受講生募集期間末日現在、高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、中等教育学校又は高等専門学校（本科）（以下「高校等」という。）に在学中の生徒で以下の学年に属する者
 - ① 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・・・2年又は3年
 - ② 中等教育学校・・・5年又は6年
 - ③ 高等専門学校・・・4年又は5年
- ・ 在学する高校等の学校長が推薦する者
- ・ 学位取得のための海外進学をめざしている者
- ・ 英検2級、GTEC（4技能）920、IELTS4.0、TOEFL iBT45、TOEFL ITP（PBT）450、TOEFL Junior Standard 725、TOEFL Junior Comprehensive 315、TOEIC（IPを含む）520、国連英検B級のいずれか以上のスコアを有する者

3 募集概要

- ・ 募集時期 令和6年2月15日（木）から4月22日（月）まで
- ・ 募集定員 50名
- ・ 出願資格 上記2のとおり

- ・ 個人負担金 1名あたり220,000円
(なお、講座受講場所等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要となるパスポート等取得費用、渡航に必要となる検査料、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代等の費用等は別途受講生の個人負担とし、個人負担金は、原則納付後の返還には応じないものとする。)
- ・ 出願書類（様式は別に定める）
 - ① 【様式1】入塾願書
 - ② 【様式2】志望理由書
 - ・ 志望理由（海外進学を志した理由含む）
 - ・ 海外進学の計画と、進学後の将来像について
 - ・ 大阪への貢献について
 - ・ 自己アピール
 - ③ 【様式3】在学する高校等の学校長の推薦書
 - ④ 【様式4】誓約書
 - ⑤ 英検、GTEC（4技能）、IELTS、TOEFL iBT、TOEFL ITP（PBT）、TOEFL Junior Standard、TOEFL Junior Comprehensive、TOEIC（IPを含む）、国連英検のうち、保有するすべてのスコアについて提出。ただし、各資格で最もスコアの高いものを提出。例えば、英検準1級と2級を持っている場合は準1級のみでよい。）
 - ⑥ 出願書類提出チェックリスト

旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）

(定義)

第2条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

(登録)

第3条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。